## 資料 1

# 第三次愛知県教育振興基本計画(仮称)に至る経緯

#### 平成15年 7月 知事が「愛知の教育を考える懇談会」設置

構成員等:松尾稔座長(元名古屋大学総長)始め有識者25名

※「子どものこころ」部会、「社会を支える人づくり」部会を設置

事務局:企画振興部企画課

16年 3月~ 県教育委員会内に「教育新生検討会議」を設置し具体的な取組を検討

#### 17年 2月 「愛知の教育を考える懇談会」 最終報告

※愛知の教育新生の取組方向と、それに沿った主要な取組を提言

18年12月 【国】改正教育基本法の制定

※地方公共団体における教育振興基本計画の策定が努力義務に

## 19年 4月 県教育委員会「あいちの教育に関するアクションプラン」策定

計画期間:19~22年度(4年間)

20年7月 【国】第1期「教育振興基本計画」閣議決定

計画期間:20~24年度

22年3月 県教育委員会が「愛知県教育振興基本計画(仮称)検討会議」設置

構成員等:中野靖彦座長(愛知淑徳大学教授)始め有識者11名

※専門部会を2部会設置

事務局:教育委員会総務課教育企画室

# 23年 6月 県教育委員会「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」策定

計画期間:23~27年度(5年間)

# 平成24年 5月 知事が「教育懇談会」設置

構成員 : 愛知教育大学学長始め有識者6名

活動状況:教育・人材育成を取り巻く主要テーマについて、知事が幅広く

意見を聴く場として開催。

24年度4回、25年度3回、26年度3回

25年 6月 【国】第2期「教育振興基本計画」閣議決定 計画期間:25~29年度

26年 6月 【国】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律」成立・公布(27年4月施行)

※首長が総合教育会議を設置、教育に関する「大綱」を策定 等

27年 4月 第1回愛知県総合教育会議開催(設置:知事、構成員:知事·教委)

※教育に関する「大綱」の策定の方向性について協議

- 本県の教育に関する根本となる「大綱」と次期「教育振興基本計画」 を、整合性のとれたものとしていく。
- このため、次期「教育振興基本計画」を知事部局と教育委員会が連携 して策定する中で、総合教育会議において、次期「教育振興基本計画」 の目標や基本的な方針の部分を議論し、大綱を策定する。

## ≪「大綱」と「教育振興基本計画」の法律上の位置付け≫

区分	大 綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号)	教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)
策定 主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興 に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施 策に関する基本的な計画 ※努力義務